

広島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に基づく施策の令和7年度実施状況等について

(1) 市民・事業者・行政が一体となったごみの減量とリサイクルの推進

事業番号	施策	令和7年度の実施状況	評価・今後の方針
【プラスチックごみの減量】			
1	○使い捨てプラスチック容器購入の抑制 ・店舗等への働きかけによるばら売り・量り売りの促進及び過剰包装の抑制や簡易包装促進の働きかけを行う。 ・市民に対する買い物袋持参の啓発を行う。 ・リユース食器の利用促進の働きかけを行う。	・市民・事業者・市の三者協働による「広島市ごみ減量・リサイクル実行委員会」を通じ、百貨店等店舗に対し、過剰包装の抑制を働きかけ、市民の意識向上を図った。 ・買い物袋持参率の調査では、買い物袋を持参する市民の割合はほぼ横ばい傾向であり、8割を超える多くの市民に買い物袋の持参が定着している。 ※ 広島市ごみ減量・リサイクル実行委員会の事業者 18社中 包装の簡素化の実施 16社(89%) 買い物袋持参についてレジでの啓発 18社(100%) 買い物袋持参率 82.4% ・本市が作成したチラシ等で、買い物袋やリユース食器の持参を呼びかけた。	「広島市ごみ減量・リサイクル実行委員会」の百貨店等店舗に対し、働きかけを行った結果、18社中16社(約9割)の事業者が過剰包装の抑制や簡易包装を実施し、使い捨てプラスチック容器購入の抑制につながった。また、18社全てが来店客に対する買い物袋持参の啓発を実施するなどにより、買い物袋持参率は高い水準を保っているものの、更なる持参率の向上を図るため、今後も市民へ買い物袋持参の啓発を行う。リユース食器の利用促進についても、継続して働きかけを行う。
【小売店等による店頭回収の利用促進】			
2	○スーパーマーケット等における店頭回収の利用促進 ・ごみの減量・リサイクルを進めるため、牛乳パック等の店頭回収の利用促進や店頭回収の品目追加、実施店舗の拡大等の働きかけを行う。	・広島市ごみ減量・リサイクル実行委員会の事業者及び広島市におけるレジ袋等の削減に向けた取組に関する協定を締結している協働実施団体等の店舗で店頭回収を実施した。 ※ 23社464店舗中 20社289店舗(62%) ・地域及びスーパーマーケット店頭で廃食用油の回収が実施された。 ※ 戸坂くろめ木町内会 345kg あやめ幼稚園 106kg 店頭回収を行った店舗 22店舗 ・市民の店頭回収の利用促進を図るため、市ホームページに、スーパーマーケット等における店頭回収品目等を掲載した。また、ごみ出しハンドブック「ひろしまエイト」、「ごみの減量・リサイクルBook」やチラシ等での周知を行った。なお、チラシは町内会等を通じて配布を行った。	市ホームページに、スーパーマーケット等における店頭回収品目等を掲載しているほか、ごみ出しハンドブック「ひろしまエイト」、「ごみの減量・リサイクルBook」やチラシ等での周知を行い、市民の店頭回収の利用促進を図ることができた。 今後も、ごみの減量・リサイクル推進のため、牛乳パック等の店頭回収の利用促進や店頭回収の品目追加、実施店舗の拡大等の働きかけを行う。
【自主的取組への支援】			
3	○町内会等による資源物の集団回収の促進 ・資源回収業者の紹介や契約の際の注意事項のアドバイス等を実施し、町内会等における資源物の集団回収を促進する。 ・町内会等での集団回収の実施状況を把握し、資源物の集団回収の促進策を検討するため、アンケート調査を実施する。	・市ホームページ等にて、集団回収に関する周知啓発を実施した。 ・町内会等から相談があった際に、必要なアドバイスをを行った。	市ホームページ等での周知啓発のほか、町内会等に対し、資源物回収業者の紹介や契約の際の注意事項のアドバイスを行うことで、資源物の自主回収の促進を図ることができた。 今後も、集団回収の促進のため、町内会等にアドバイス等を実施するほか、アンケート調査に基づいた、実施促進策の検討を行う。
4	○地域環境指導員の活動支援 ・地域におけるごみ排出に関する課題等に取り組む広島市地域環境指導員に対する研修会の開催や活動物品の提供による活動支援を行う。	・新任等の地域環境指導員(学区公衛協等:76団体)に対し、活動用の帽子(630個)及び名札(569個)を提供し、地域における美化活動及びごみの適正排出の指導等を行う同指導員の活動を支援した。 ※ 地域環境指導員:約3,600人 (広島市公衆衛生推進協議会公衆衛生推進委員等) ・地域環境指導員等研修会を区・学区公衛協で4回開催した。	地域環境指導員への活動支援により、地域主体の美化活動を推進した。 今後も、地域環境の保全を図るため、活動支援を継続して実施する。
【家庭ごみの分別徹底】			
5	○分別の必要性と方法の周知 ・前環境講座や市ホームページ等による資源物等の分別徹底を促進する。 ・スマートフォン等を活用したごみ分別等の情報発信を推進する。 ・住宅管理会社等に対して、ごみの分別等について周知徹底し、居住者の適切なごみの分別を促す。	・環境講座を23回実施し、ごみの分別方法や小型家電リサイクルについての市民への関心を高め、分別の徹底を図った。 ・可燃ごみに含まれる資源化可能な紙類を削減するため、出し方マニュアルを市ホームページに掲載するとともに、チラシに正しい分別の方法を記載し、町内会等を通じて配布を行った。 ・市公式LINEアカウントにおいて、家庭ごみの収集日通知を設定した市民に対して、収集日の前日通知を配信した。 ※令和8年7月の設定者数:約64,852人	・環境講座や市ホームページ等で資源物等の分別徹底の促進を図ることができた。 今後も、継続して実施し、資源物等の分別徹底やリサイクルの重要性を周知し、行動変容を促す。 ・市公式LINEアカウント設定者数が、直近1年間で、約10,000人増加(15.4%増加)しており、市民のごみ分別への理解が広がっている。 今後も、スマートフォン等を活用した情報発信を行い、適正なごみ分別の周知を図る。

事業番号	施策	令和7年度の実施状況	評価・今後の方針									
6	○発火の可能性があるごみの分別徹底 ・リチウム蓄電池等の発火の可能性があるごみについて、適正な分別や排出方法について、周知徹底する。	・市民による充電式電池やモバイルバッテリーの排出機会の増加を図るため、令和8年1月から、各区役所に設置している小型家電回収ボックスに充電式電池回収ボックスを併設した。 ・小型家電のイベント回収において、充電式電池の回収も併せて実施した。 ・家庭ごみの正しい出し方やチラシを作成し、町内会を通じて各世帯に配布を行った。 ・市公式LINEアカウント等の公式SNSにおいて、リチウムイオン電池等の発火の注意喚起を行った。 ・令和8年度から、不燃ごみの排出ルールについて、排出袋を透明又は半透明の丈夫なポリ袋とし、充電式電池を取り外せない家電製品は、他の不燃ごみと袋を分け、袋に「危険」と書いて排出してもらうことを検討した。	・充電式電池回収ボックスについて、引き続き、市民への周知に努めるとともに、回収ボックスの増設を検討する。 ・今後も、令和8年4月の不燃ごみの排出ルールの変更を含め、公式SNS等を活用した情報発信を行い、適正な分別や排出方法の周知徹底を図る。									
【家庭ごみのリユース・リサイクルの推進】												
7	○資源ごみ(紙類)の対象拡大に係る検討 ・資源ごみ(紙類)の収集方法や費用等を考慮した上での対象拡大について検討する。	資源ごみ(紙類)の対象範囲を拡大した場合に、資源ごみ選別施設で対応可能か引き続き検討した。	今後も、資源ごみ(紙類)の収集方法や費用等を考慮した上で、対象拡大について検討する。									
8	○不要品のリユースの促進 ・リユースショップの活用や本市と協定を締結しているリユース事業者等が運営するリユースサイトの活用を促進する。	・リユース事業に取り組んでいる民間事業者2社と協定を締結しており、取組について市ホームページやチラシ、「ひろしま市民と市政」等により広報を行った。 ・リユースの促進について、ごみ出しハンドブック「ひろしまエイト」に掲載し周知を図った。 ・小学校4年生を対象に配布した「ごみの減量・リサイクルBook」にて、3Rに取り組むよう啓発した。	令和5年1月にリユース事業に取り組む事業者2社と協定を締結して以降、これらの事業者のリユースサイトを活用し、本市域内で出品促進につながっている。 今後も、不要品のリユースの促進に向けて、リユースショップの活用や協定を締結している2社のリユースサイトの活用を促すとともに、官民連携によるリユースの取り組みとして拠点の設置を検討する。									
9	○使用済小型家電のリサイクルの促進 ・使用済小型家電の改修場所等について、市民への情報提供等を行い、事業者による使用済小型家電のリサイクルの取組を促進するとともに、新たな回収方法等について検討する。 ・小売店等による店頭回収の実施を促進する。	・認定事業者による回収ボックス設置を支援した。 ※ ボックス設置場所:区役所8か所、ショッピングセンター5か所(計13か所) ・南区、安佐南区、安佐北区、佐伯区で実施されたイベントに併せて、イベント回収を実施した。 ・市ホームページ、大型ビジョンでのPR動画放映、広報番組等により、小型家電リサイクルについて広報した。 ・小学4年生を対象に、小型家電リサイクルに関する内容を記載した啓発物品を配布した。 ・恵下埋立地に搬入される不燃ごみと、安佐南工場大型ごみ破砕処理施設に搬入される大型ごみに含まれる小型家電のピックアップ回収を行った。	平成29年度以降、認定事業者等と連携したボックス回収やイベント回収のほか、ピックアップ回収など、新たな回収手段を取り入れるとともに、市ホームページや広報番組等での周知を行っており、小型家電リサイクルの取組を推進することができている。 今後も、小型家電リサイクルを更に推進するため、新たな回収方法等の検討を行う。									
10	○ペットボトル等のリサイクル率向上 ・ペットボトル等のリサイクル率向上に向けた新たな取組を検討する。	・受託会社において障害者雇用によるペットボトルのキャップやラベルはがし等の作業を行いリサイクル率の向上を図った。 ・排出者である市民の分別の意識の向上を図るため、選別施設の見学を積極的に誘致した。 <table><tr><td></td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td></tr><tr><td>件数</td><td>29件</td><td>26件</td></tr><tr><td>人数</td><td>611人</td><td>408人</td></tr></table>		令和6年度	令和7年度	件数	29件	26件	人数	611人	408人	・令和3年度から障害者雇用によるペットボトルのキャップやラベルはがし等の作業を行った結果、これまで残渣となっていたものがリサイクルできるようになり、リサイクル率が向上した。今後も、継続して同作業を行い、ペットボトルのリサイクル率の向上に取り組む。 ・広報番組等を活用して、選別施設の見学を積極的に誘致するとともに分別方法を周知することで、市民の分別意識の向上を図る。
	令和6年度	令和7年度										
件数	29件	26件										
人数	611人	408人										
11	○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律への対応 ・法律の趣旨を踏まえ、容器包装プラスチックのリサイクルに加えて、今まで焼却処分していた「その他プラ」に含まれる製品プラスチックのリサイクルについて検討する。	・令和11年度を目途に、「その他プラ」の区分のうち、製品プラスチックは「リサイクルプラ」の区分に統合して再商品化を行い、それ以外のは「可燃ごみ」の区分に統合して焼却する方向で分別区分の変更を検討した。 ・具体的には、分別区分変更後の「リサイクルプラ」の再商品化手法や事業スケジュール等の詳細設計を行うため、民間事業者から個別に提案や意見を聴取するサウンディング調査を実施した。	・サウンディング調査の結果を踏まえ、再商品化手法の方向性を整理した上で、再商品化事業者の選定手続を進めるなど、処理体制の構築に取り組む。 ・市民への周知方法など、分別区分の変更に向けた具体的な検討を行う。									

事業番号	施策	令和7年度の実施状況	評価・今後の方針																																																																																																														
【市民の環境意識の向上】																																																																																																																	
12	○教育部局と連携した環境教育の推進 ・教育委員会等と連携し、教育現場の意見を取り入れた環境教育を推進する。	・小学生向け補助教材「わたしたちと環境」について、掲載内容を更新するとともに、各小学校に活用を呼びかけた。 ・小学生向け副読本「ごみのおはなし」を作成し、全小学校に配布した。	・毎年度作成している「わたしたちと環境」は、副教材として活用している小学校もあり、環境教育の一助となっている。 今後も、「わたしたちと環境」を作成するとともに、各小学校へ活用を呼びかける。 ・広島市内の全150校に副読本「ごみのおはなし」を配布した結果、多くの小学生が清掃の重要性を理解し、ごみの処理を自分自身の問題として捉える等、意識啓発を図ることができた。 今後も、小学生に向けた環境教育のため、副読本「ごみのおはなし」を作成・配布する。																																																																																																														
13	○出前環境講座等の実施 ・地域、学校等においてごみに関する出前環境講座を実施する。 ・地域や事業所等で行われている自主的な環境学習の取組等への啓発用パネルや物品等の貸出・提供を行う。	・町内会等を対象とした環境講座を23回実施した。 ・地域や事業所等で行われている自主的な環境学習の取組等に対し、啓発用パネルや物品等を貸し出した。 ・ごみ減量啓発DVD「ごみの減量とリサイクル」を市民に貸し出した。	毎年度継続して、20回程度の環境講座を実施し、市民のごみの分別やごみの減量・リサイクルについての意識の向上を図ることができている。 今後も、継続して実施し、市民の環境意識の向上を促進する。																																																																																																														
14	○市や民間のごみ処理施設等の見学等の促進 ・市民等の環境意識の向上のため、市や民間のごみ処理施設等の見学等を促進する。	市ホームページ等で広報し、各施設で見学を受け入れた。	毎年度継続して、30,000人を超える多くの見学者を受け入れ、市民の環境意識の向上を図ることができている。 今後も、市ホームページ等で広報し、市や民間のごみ処理施設等の見学等を促進することで、市民等の環境意識の向上を図る。																																																																																																														
見学者数 <table><tr><th>施設名</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr><tr><td>中工場</td><td>8,565</td><td>10,295</td><td>8,907</td><td>8,962</td><td>3,296</td><td>5,516</td><td>10,949</td><td>12,146</td><td>11,918</td><td>12,181</td></tr><tr><td>南工場</td><td>426</td><td>557</td><td>524</td><td>557</td><td>260</td><td>160</td><td>370</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>安佐南工場</td><td>3,241</td><td>3,793</td><td>2,790</td><td>3,403</td><td>709</td><td>603</td><td>1,609</td><td>1,744</td><td>1,643</td><td>1,669</td></tr><tr><td>安佐北工場(※1)</td><td>323</td><td>123</td><td>261</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>202</td><td>115</td><td>157</td></tr><tr><td>玖谷埋立地(※2・3)</td><td>3,603</td><td>2,997</td><td>2,876</td><td>3</td><td>174</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>恵下埋立地</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>188</td></tr><tr><td>西部リサイクルプラザ</td><td>18,390</td><td>18,010</td><td>17,984</td><td>18,019</td><td>13,221</td><td>13,618</td><td>18,672</td><td>19,457</td><td>18,776</td><td>18,442</td></tr><tr><td>北部資源選別センター</td><td>3,333</td><td>3,110</td><td>2,933</td><td>2,776</td><td>325</td><td>0</td><td>1,274</td><td>1,324</td><td>1,185</td><td>1,209</td></tr><tr><td>合計</td><td>37,881</td><td>38,885</td><td>36,275</td><td>33,720</td><td>17,985</td><td>19,897</td><td>32,874</td><td>34,873</td><td>33,637</td><td>33,846</td></tr></table> ※1 平成31年4月に稼働を停止し、令和4年12月から再稼働している。 ※2 令和1年度は小学生の受入れを中止した。 ※3 令和3年度から受入れを中止している。				施設名	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	中工場	8,565	10,295	8,907	8,962	3,296	5,516	10,949	12,146	11,918	12,181	南工場	426	557	524	557	260	160	370	0	0	0	安佐南工場	3,241	3,793	2,790	3,403	709	603	1,609	1,744	1,643	1,669	安佐北工場(※1)	323	123	261	0	0	0	0	202	115	157	玖谷埋立地(※2・3)	3,603	2,997	2,876	3	174	0	0	0	0	0	恵下埋立地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	188	西部リサイクルプラザ	18,390	18,010	17,984	18,019	13,221	13,618	18,672	19,457	18,776	18,442	北部資源選別センター	3,333	3,110	2,933	2,776	325	0	1,274	1,324	1,185	1,209	合計	37,881	38,885	36,275	33,720	17,985	19,897	32,874	34,873	33,637	33,846
施設名	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																							
中工場	8,565	10,295	8,907	8,962	3,296	5,516	10,949	12,146	11,918	12,181																																																																																																							
南工場	426	557	524	557	260	160	370	0	0	0																																																																																																							
安佐南工場	3,241	3,793	2,790	3,403	709	603	1,609	1,744	1,643	1,669																																																																																																							
安佐北工場(※1)	323	123	261	0	0	0	0	202	115	157																																																																																																							
玖谷埋立地(※2・3)	3,603	2,997	2,876	3	174	0	0	0	0	0																																																																																																							
恵下埋立地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	188																																																																																																							
西部リサイクルプラザ	18,390	18,010	17,984	18,019	13,221	13,618	18,672	19,457	18,776	18,442																																																																																																							
北部資源選別センター	3,333	3,110	2,933	2,776	325	0	1,274	1,324	1,185	1,209																																																																																																							
合計	37,881	38,885	36,275	33,720	17,985	19,897	32,874	34,873	33,637	33,846																																																																																																							
【事業者のコスト負担の適正化】																																																																																																																	
15	○事業ごみ有料指定袋制度の継続実施 ・平成17年度に導入した有料指定袋制度を継続し、排出事業者責任の徹底を図ることによる事業ごみの減量・リサイクルを促進する。	指定袋を用いた事業ごみの排出が概ね定着しており、引き続き適切な排出が行われるよう周知徹底を図った。	指定袋を用いた事業ごみの排出が概ね定着している。 今後も、適切な排出が行われるよう周知徹底を図る。																																																																																																														
16	○事業ごみ処分手数料の見直し ・ごみ処理費用等を勘案し、固形状一般廃棄物処分手数料等の見直しについて検討する。	政令指定都市及び県内市町の事業ごみ処分手数料について調査を行った。	ごみ処理費用等を勘案し、固形状一般廃棄物処分手数料等の見直しについて検討する。																																																																																																														
【事業ごみの減量、リサイクルに関する指導】																																																																																																																	
17	○多量排出事業者への指導 ・大規模事業所における事業ごみの減量・リサイクルについて指導する。 ・中小事業所に対して、業種やエリア等を選定し、重点的に啓発活動を行う。 ・「事業系一般廃棄物の減量・リサイクルガイドライン」を配布・広報し、事業者のごみの減量・リサイクルを促進する。	・大規模事業所については、リチウムイオン電池の回収が想定される家電量販店、百貨店等の物品販売店舗を訪問した。 ・ローラー作戦については、大規模事業所訪問を行った際に、近隣の事業所を訪問した。 訪問実施件数 大規模事業所117件 ローラー作戦182件	リチウムイオン電池の回収が想定される事業所を訪問することで、安全な回収体制の構築や再資源化に対する意識啓発に効果を上げた。 今後も、事業系一般廃棄物減量化計画書の提出や事業所訪問、指導を通じて事業ごみの減量化を図る。																																																																																																														
18	○事業系紙ごみの市焼却施設への搬入規制 ・平成16年度から実施している資源化可能な事業系紙ごみの市焼却施設への搬入規制を強化し、収集運搬事業者及び排出事業者に対して指導を行う。	ダンピング検査を7回実施し、計 74台の車両を対象に、適正な搬入ができているか検査を実施した。	資源化可能な事業系紙ごみの市焼却施設への搬入規制は概ね定着している。 今後も、適正な搬入が行われるようダンピング検査を継続する。																																																																																																														
【食品ロスの削減】																																																																																																																	
19	○食品ロス削減推進計画に基づく施策の実施 ・食品ロス削減推進計画に記載している施策を実施することにより、食品ロス削減を推進する。	・食品ロス削減推進計画に記載している施策を実施することにより、食品ロス削減を推進した。 ・令和7年度の食品ロス量は、22,389t(内訳：家庭系食品ロス量6,302t、事業系食品ロス量16,088t)であった。	食品ロス削減推進計画に掲げる削減目標について、令和7年度の家庭系食品ロス量は削減目標である9,100t/年を下回り、目標を達成した(令和6年度と比較して約2,700tの削減(可燃ごみ中の食品ロスの割合：7.3%→5.1%)となった。) 一方で、事業系食品ロス量は削減目標である7,900t/年を上回り、令和6年度と比較して微増(可燃ごみ中の食品ロスの割合12.7%→12.7%)となった。 今後も、「食品ロス削減推進計画」に掲げる施策を着実に実施し、家庭系食品ロス量のさらなる削減を図るとともに、事業系食品ロス量の削減に向けた取組を推進する。																																																																																																														

事業番号	施策	令和7年度の実施状況	評価・今後の方針
【市民、事業者との協働による取組の推進】			
20	〇ごみ減量・リサイクル実行委員会の開催 ・市民団体、スーパーマーケット等小売事業者、飲食やホテル・旅館業関係団体、本市が一体となった実行委員会において、協働で施策を検討・実施することにより、ごみ減量・リサイクルを推進する。	・令和7年5月22日に「第40回広島市ごみ減量・リサイクル実行委員会」を開催し、市民団体、小売事業者、飲食やホテル・旅館業関係団体、本市の取組状況の共有を行うとともに、令和7年度の事業計画を決定した。	市民団体、小売事業者、飲食・宿泊業関係団体等と、取組状況の共有や意見交換を行うことで、各主体の意識醸成や連携強化が図られた。今後も、実行委員会内の連携を強化し、事業計画に基づく取組を着実に推進するとともに、参加主体の拡大や効果的な普及啓発に取り組む。
21	〇ごみの減量、リサイクルの推進に関する施策の広報 ・ごみの減量・リサイクルに関する情報について、市広報紙や広報番組、SNS等の活用により幅広く発信するとともに、環境イベント等において市民にとって親しみやすい方法での啓発や広報を行う。	・ごみの減量・リサイクルに関する情報について、市広報紙「市民と市政」(令和8年3月15日号)や広報番組「馬場のぶえのひろしま脳トレ」(令和7年8月24日オンエア等)、SNS、LINE等の活用により幅広く発信するとともに、環境イベント等において市民にとって親しみやすい方法での啓発や広報を行った。	ごみの減量・リサイクルに関する情報を幅広い層に周知するとともに、市民にとって親しみやすい形での普及啓発を行うことができた。取組のさらなる浸透や市民の行動変容の促進に向け、今後は、各媒体の特性を活かした効果的な情報発信を強化するとともに、SNSの活用等により、市民個人の実践につながる分かりやすい普及啓発を推進する。
【グリーン購入の推進】			
22	〇グリーン購入の推進 ・市が率先して環境に配慮した製品・サービスの購入(グリーン購入)を推進し、需要を高めることによる、持続的な発展が可能な社会の構築に向けて取り組む。	・令和8年度広島市役所グリーン購入ガイドラインを策定した。 ・令和6年度広島市役所グリーン購入実績を市のホームページに掲載し、令和7年度第1回広島市環境調整会議幹事会(書面開催)にて報告した。	広島市役所グリーン購入ガイドラインを策定し、各部署に対して環境物品等の調達を総合的に推進するよう促した結果、実績値は概ね高い水準を保つことができた。今後は、目標達成に向けて、更に環境に配慮した製品・サービスの購入(グリーン購入)を促し、持続的な発展が可能な社会構築に向けて取り組む。
【調査・研究等】			
23	〇新たなリサイクル技術の調査・研究 ・生ごみやおむつ、焼却灰等に関する新たなリサイクル技術や処理技術について、情報を収集し研究する。	情報収集に努めており、リサイクル推進の方策を検討する際の材料としている。	今後も、生ごみやおむつ、焼却灰等に関する新たなリサイクルや処理技術について、情報を収集し研究する。
24	〇ごみ組成分析調査 ・ごみの組成分析調査を実施し、可燃ごみに含まれる食品ロス等の実態把握を行うことによる施策の効果検証や、対応策を検討する。	家庭系及び事業系可燃ごみ組成分析調査を実施した。 ※ 家庭系:中工場(5/13、10/28)、 家庭系:安佐南工場(5/27、10/28) 事業系:中工場(5/16、10/31)、 事業系:安佐南工場(5/28、10/29)	家庭系及び事業系可燃ごみの組成分析調査を実施し、得られた調査結果については、施策効果の検証、対応策の検討に活用した。今後も、同様の調査を継続して実施し、食品ロス等の実態把握による施策の効果検証や、対応策を検討する。
【表彰】			
25	〇表彰の実施 ・ごみの減量・リサイクルについて、他の模範となるような取組を行っている事業者を表彰する。 ・自主的な活動に対する意欲向上のため、国や県などの表彰制度を活用する。	・環境保全功労者等環境大臣表彰 広島市環境美化功労者表彰受賞者の中から、環境省へ推薦した個人及び団体が環境大臣表彰を受賞した。 ※ 表彰件数 個人1件、団体1件 ・ごみ減量優良事業者表彰 リチウムイオン電池の安全な回収体制の構築や再資源化に取り組まれている事業所2社について、広島市ごみ減量優良事業者として表彰した。 ・食品ロス削減推進表彰 食品ロス削減に顕著な功績があると認められる3団体を表彰した。	・環境保全功労者等環境大臣表彰 地域で清掃活動进行ける個人・団体に対して、その功績をたたえることにより、一層の環境美化活動を推進できた。今後も、国などの表彰制度を活用し、自主的な活動に対する意欲の向上を図る。 ・ごみ減量優良事業者表彰 ごみ自体の減量・リサイクルについて主体的な取組を行っている事業所を表彰し、ごみ減量・リサイクルの推進を図ることができた。今後も、本表彰を通じて、ごみ減量・リサイクルの一層の推進を図る。 ・食品ロス削減推進表彰 表彰制度を活用し、食品ロス削減に取り組む事業者等の取組を称え、広く周知できた。今後も、継続して実施し、事業者等の食品ロス削減を一層推進する。
【国や業界団体への働きかけ】			
26	〇資源有効利用促進法、家電リサイクル法に基づくメーカー回収の促進 ・家電製品等について、法律に基づくリサイクルシステムによる回収の促進や家電リサイクル料金前払い方式の導入、品目拡大などについて、国や業界団体への働きかけを行う。	国への要望を継続して行った。 ①(公社)全国都市清掃会議 令和7年要望「家電リサイクル等の円滑な推進について」 ②大都市環境保全主管局長会議 令和8年度国家予算に関する提案「家電リサイクルの円滑かつ適正な推進」、「小型家電リサイクルの円滑かつ適正な推進」	今後も、家電製品等について、法律に基づくリサイクルシステムによる回収の促進や家電リサイクル料金前払い方式の導入、品目拡大などについて、国や業界団体への働きかけを行う。
27	〇容器包装リサイクルの促進 ・自治体と事業者の役割分担の見直しや品目拡大などについて、国や業界団体への働きかけを行う。	国への要望を継続して行った。 ①(公社)全国都市清掃会議 令和7年要望「リサイクル関連法の推進に関する要望」 ②大都市環境保全主管局長会議 令和8年度国家予算に関する提案「容器包装リサイクルの円滑かつ適正な推進」	今後も、自治体と事業者の役割分担の見直しや品目拡大などについて、国や業界団体へ働きかけを行う。

事業番号	施策	令和7年度の実施状況	評価・今後の方針
28	○廃乾電池、廃蛍光灯等の販売店を通じた回収システムの促進 ・拡大生産者責任による適正処理の推進について、国や業界団体への働きかけを行う。	国への要望を継続して行った。 ①(公社)全国都市清掃会議 令和7年要望「適正処理困難廃棄物対策の促進に関する要望」 ②大都市環境保全主管局長会議 令和8年度国家予算に関する提案「拡大生産者責任の考え方による処理困難な一般廃棄物の適正な処理・リサイクルを促進するための措置」	今後も、拡大生産者責任による適正処理の推進について、国や業界団体への働きかけを行う。
29	○ごみを発生させない製品開発等の促進 ・拡大生産者責任に基づくごみの減量・リサイクルが可能な製品への切替え、ごみにならないような製品開発の必要性、本市と連携した取組についての製造業界等への働きかけを行う。	国への要望を継続して行った。 (公社)全国都市清掃会議 令和7年要望「発生抑制・再使用を優先させる新たな仕組み」	今後も、拡大生産者責任に基づくごみの減量・リサイクルが可能な製品への切替え、ごみにならないような製品開発の必要性、本市と連携した取組について、製造業界等への働きかけを行う。
30	○リチウム蓄電池等の火災防止及びリサイクル活動の充実 ・使用済小型家電に内蔵されるリチウム蓄電池等の火災防止及びリサイクル活動の充実について、国や業界団体への働きかけを行う。	国への要望を継続して行った。 ①(公社)全国都市清掃会議 令和7年要望「適正処理困難廃棄物対策の促進に関する要望」 ②大都市環境保全主管局長会議 令和8年度国家予算に関する提案「廃棄物・リサイクル対策の推進」 ③指定都市市長会 令和7年持続可能な脱炭素社会の実現に向けた指定都市市長会提言「家電等廃棄物のリサイクルシステムの促進に向けた支援」	今後も、使用済小型家電に内蔵されるリチウム蓄電池等の火災防止及びリサイクル活動の充実について、国や業界団体への働きかけを行う。

(2) ごみのないきれいなまちづくりの推進

事業番号	施策	令和7年度の実施状況	評価・今後の方針
【清掃活動の推進】			
31	○市内における清掃活動の実施 ・クリーンアップチームひろしまによる主要交差点等の巡回清掃や、美化推進区域内での巡回清掃、啓発等を実施する。 ・ごみゼロ・クリーンキャンペーン、平和記念公園一斉清掃、各区清掃キャンペーンなど、散乱ごみ追放キャンペーンを実施する。	【クリーンアップチームひろしまによる主要交差点等の巡回清掃】 4チーム(8人)が、都心部(美化推進区域)以外の165か所を車両で回りながら、清掃や啓発活動を毎日実施した(ごみ量5259.4kg)。 【美化推進区域内での巡回清掃、啓発等】 2チーム(4人)が、都心部(美化推進区域)を徒歩で巡回しながら、市民では対応が難しいガムの除去を中心に清掃を行うとともに、来広者への道案内や観光情報の提供等を実施した(1チームにつき週2日実施、道案内件数52件、ごみ量546.3kg)。 【散乱ごみ追放キャンペーンの実施】 ・ごみゼロ・クリーンキャンペーンを実施した。 ・平和記念公園一斉清掃(8月6日に挙行される平和記念式典に先立ち、会場となる平和記念公園及びその周辺の清掃)を実施した(7/31)。 ・各区清掃キャンペーン(各区地域支えあい課、公衛協等が主体となる清掃活動)を東区、南区、安佐南区、安佐北区及び佐伯区で実施した(東区:9/27(参加者107人)、南区:11/16(参加者130人)、安佐南区:9/28(参加者200人)、安佐北区:10/4(参加者35人)、佐伯区:6/1、8/2(参加者1,200人))。	各事業を実施することにより、清掃活動による地域的美観を保持するとともに、市民等の環境保全活動等への積極的な参加、協力を推進できた。今後も、市内における清掃活動を実施する。
32	○河川、海岸、公園等におけるごみの清掃・回収 ・クリーン太田川実行委員会による河川一斉清掃を実施する。 ・自然環境へのごみの流出を防止するため、市民、事業者等と連携した清掃活動を実施する。	クリーン太田川実行委員会による河川清掃を実施した(5月、7月)。	毎年度、クリーン太田川実行委員会による河川清掃を実施し、公衆衛生推進協議会の会員等の多くの参加者が集まり、3,000～6,000kgのごみを回収し、河川敷の美化に努めている。今後も、市民、事業者等と連携した清掃活動を実施する。
【ばい捨て未然防止対策等の推進】			
33	○ばい捨て防止の取組の推進 ・各種団体と連携したばい捨て防止の取組を推進する。 ・ばい捨て防止指導員による美化推進区域内の巡回パトロールを実施する。	【各種団体によるばい捨て防止の啓発の推進】 市民や企業等による環境美化への自主的、直接的な取組を推進するため、「ごみゼロ・クリーンキャンペーン」を実施した。 ①拠点における清掃活動(6/8) 参加者数800人 ②地域における清掃活動(5/30～6/30) 参加者数4,873人 【ばい捨て防止指導員による美化推進区域内の巡回パトロール】 美化推進区域・喫煙制限区域において、「広島市ばい捨て等の防止に関する条例」を実効性あるものとするため、ごみのばい捨てや歩行喫煙等の防止を呼び掛ける巡回パトロールを、土曜日・日曜日・休日(8/6及び年末年始を含む)を除き毎日実施した(罰則適用件数694件)。	各種団体と連携したばい捨て防止の取組及び美化推進区域内の巡回パトロールにより、ばい捨ての未然防止対策を推進できた。今後も、ばい捨て防止の取組を実施する。

事業番号	施策	令和7年度の実施状況	評価・今後の方針
【不法投棄防止対策の推進】			
34	○不法投棄をされない環境づくりの推進 ・地域との協働による不法投棄防止対策の実施や、不法投棄防止パトロールの強化に加えて、不法投棄防止キャンペーンの充実により、不法投棄の防止を図る。 ・広島市不法投棄防止連絡協議会を開催し、不法投棄をされない環境づくりの推進について検討する。	【地域との協働による不法投棄防止対策の実施】 安佐北区にて、住民主体による不法投棄されない環境づくりを進めた。 【市街地周辺の不法投棄ごみの撤去】 環境事業所により不法投棄ごみ撤去を実施した(13トン撤去)。 【不法投棄防止パトロールの強化】 日中及び夜間にパトロールを実施した。 ※ 夜間パトロールの概要 1日1コース1班により実施(年間252日) コース内訳:7コース582.5km 監視ポイント116か所 【不法投棄防止キャンペーンの充実】 各区役所及び市民が協働し、不法投棄・散乱ごみの多い場所の清掃を行い、広く市民に不法投棄抑止への意識啓発を図る不法投棄防止キャンペーンを実施した(佐伯区:12/7(参加者:74名))。 【広島市不法投棄防止連絡協議会の運営】 不法投棄常習箇所や不法投棄対策に関する情報共有を行い、不法投棄未然防止を図ることを目的として国・県・本市等の関係機関によって構成された、不法投棄防止連絡協議会を開催した(1/23)	各事業を実施することにより、地域の環境保全活動等への積極的な参加及び不法投棄されない環境づくりを推進できた。 今後も、不法投棄をされない環境づくりを推進する。

【表彰・意識啓発】			
35	○表彰・啓発の実施 ・地域での清掃活動を行っている個人又は団体に対して、その功績をたたえ、環境美化の一層の推進に資することを目的に広島市環境美化功労者表彰を実施する。 ・小・中学生の環境学習等の充実や、環境保全及び環境美化に対する意識の啓発を図るため、環境ポスターの募集を実施する。	【広島市環境美化功労者表彰の実施】 ・環境美化のための清掃活動を行っている方又は団体等を表彰する広島市環境美化功労者表彰の表彰対象者について各局・区及び関係団体へ推薦を依頼した。 ・表彰式を2/5に実施し、個人18件及び団体33件(計51件)を表彰した。 【小・中学生の環境学習等の充実】 ・市内の小・中学生を対象に、「広島のみちをきれいにすること」又は「ボランティア清掃に関すること」のポスターを募集した(応募者数:1,215人)。 ・9/25に審査会を実施し、市長賞9点、特選18点、入選24点、佳作163点、計214点と学校奨励賞7校を決定し、表彰式を11/3に実施した。優秀作品を商業施設等で巡回展示(巡回展示:表彰式~令和7年2月下旬)するとともに、優秀作品1点をポスターにし、各公共施設、学校、バスの車内などに掲示した。	各事業を実施することにより、地域での環境美化活動の推進及び環境美化に対する意識啓発を図ることができた。 今後も、表彰・啓発事業を実施する。

(3) 分別区分・収集運搬体制の再構築

事業番号	施策の内容・実施状況		令和7年度の実施状況	評価・今後の方針
	施策	実施スケジュール R7 R8 R9 R10 R11 R12 R13 R14 R15 R16 R17 ~		
【分別区分等の見直し】				
36	○家庭系「その他プラ」のリサイクルに伴う分別区分の変更 ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の趣旨を踏まえ、「その他プラ」の区分のうち、再商品化対象の製品プラスチックはリサイクルし、それ以外のものは「可燃ごみ」の区分に統合して焼却するなど、分別区分の変更について検討する。	計画 	令和 11 年度を目途に、「その他プラ」の区分のうち、再商品化対象の製品プラスチックは「リサイクルプラ」の区分に統合して再商品化を行い、それ以外のものは「可燃ごみ」の区分に統合して焼却する方向で分別区分の変更を検討した。 具体的には、分別区分変更後の「リサイクルプラ」の再商品化手法や事業スケジュール等の詳細設計を行うため、民間事業者から個別に提案や意見を聴取するサウンディング調査を実施した。	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、「その他プラ」の区分のうち、再商品化対象の製品プラスチック(原則30cm未満でプラスチック素材100%)はリサイクルし、それ以外のものは「可燃ごみ」の区分に統合して焼却するなど、分別区分の変更について検討する。 サウンディング調査の結果を踏まえ、再商品化手法の方向性を整理した上で、再商品化事業者の選定手続を進めるなど、処理体制の構築に取り組む。 市民への周知方法など、分別区分の変更に向けた具体的な検討を行う。
		実績  検討		
37	○事業系「プラスチックごみ」のリサイクル推進体制の検討 ・現在、焼却することで熱回収によるエネルギー利用を行っている事業系「プラスチックごみ」について、国の動向を注視しながら、リサイクルの推進に必要な体制について検討する。	計画 	国からの情報収集や検討に当たった課題の整理などに着手した。	引き続き、情報収集に努めつつ、まずは検討課題の整理を進める。 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、国の動向を注視しながら、リサイクルの推進に必要な体制について検討する。
		実績  情報収集・検討		

事業番号	施策	令和7年度の実施状況	評価・今後の方針
【収集運搬体制の再構築】			
38	○収集運搬体制の再構築 ・災害発生時における収集体制の確保など、直営収集が果たす役割を整理した上で、収集運搬業務の民間委託化の拡大などにより効率化を進める。 ・収集運搬業務委託の契約方法の見直しによる収集運搬業務の確実な履行を促進する。	令和6年度の業務品質評価制度及び入札制度の見直しに伴い、令和7年度から見直し後の新制度による審査及び入札の運用を開始した。	制度見直しにより、業務の適正な履行確保に向けた取組が着実に進展している。引き続き新制度の運用状況を検証するとともに、必要に応じた見直しを行う。あわせて業界からの要望等も踏まえつつ、適切な制度改善を図っていく。
39	○ごみ置き場のステーション化 ・ごみステーションの管理用具の貸与及びごみボックス購入等に対する補助を実施するとともに、地域コミュニティ再生の取組とも連携しながら、ごみ置き場のステーション化を推進し、収集運搬の効率化を図る。	ごみステーションの管理用具の貸与制度及びごみボックス購入等に対する補助制度を実施した。 ①ごみステーションの管理用具の無償貸与 《貸与先・箇所数》 98団体、ごみステーション106か所 《貸与数量》 ごみ収集枠:135台、防水シート:2枚、カラスよけネット:4枚 ②ごみボックスの購入、製作又は修理に対する補助金交付 《交付先・箇所数》 49団体、ごみステーション68か所 《補助数量》 ごみボックス:74台、補助金額:3,229千円(※補助限度額:5万円/台) ③ごみ収集枠の再生品との取替 《取替数量》 76台	ごみ置き場のステーション化の推進やごみステーションの適正な維持管理の促進、さらには道路上のごみボックスを改善することで収集運搬の効率化に一定の成果があり、地域コミュニティが主体となった取組を支援することができている。 今後も、収集運搬の効率化を促進するため、継続して実施する。
40	○大型ごみの自己搬入における休日開場の実施 ・家庭系大型ごみを土日・祝日に自己搬入したいとの市民からの要望への対応や、安佐南工場大型ごみ破砕処理施設への自己搬入車両の集中による交通渋滞や待ち時間の解消のため休日開場を実施する。	休日開場を12回行った。	交通渋滞解消及び待ち時間の短縮に一定の効果が上がっている。 今後も継続して実施する。
【資源ごみ持ち去りの防止】			
41	○資源ごみの持ち去り行為防止対策の実施 ・資源ごみの持ち去り行為を防止するため、本市職員及び民間委託業者による持ち去り防止パトロールを実施するとともに、警察と連携して持ち去り行為の未然防止に取り組む。	「広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」(令和3年10月一部改正)に基づき、資源ごみ持ち去り防止パトロールや指導等を実施した。 文書指導2件 民間委託による集積場のパトロール(1台体制)	令和3年10月の条例改正直前の半年間で157件確認されていた持ち去り行為が、令和7年度には5件と大幅に減少しており、対策の効果が明確に現れている。 今後も、持ち去り行為の防止を図るため、取り組みを継続する。
【ごみ出し支援の推進】			
42	○福祉部局と連携したごみ出し支援の実施 ・高齢化や核家族化の進行によって、ごみの排出が難しくなる世帯の増加に対応するため、支援が必要な市民が利用できるごみ出し支援制度を、福祉部局と連携して実施する。	家庭ごみを自ら排出することが困難となっている高齢者の自宅を定期的に訪問し、ごみの収集を行うとともに、必要に応じて声かけを行う「ふれあい収集」を実施した。 《延べ件数》 11,865件 《実施決定済み世帯数》 R8.3.31現在 319世帯	家庭ごみを排出することが困難となっていた高齢者を、公助の取組で支援することができしており、支援世帯数は増加している。 令和8年4月からは、一定等級以上の障害者まで対象範囲を広げる要件緩和を行っており、今後も継続して実施する。

(4) 安定的なごみ処理体制の確保

事業番号	施策の内容・実施状況																令和7年度の実施状況	評価・今後の方針	
	施策	実施スケジュール																	
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17							
【焼却施設の整備等】																			
43	○南工場の建替え ・令和元年度(2019年度)に移行した3工場体制を持続的なものとするため、焼却炉等の老朽化が進行している南工場を、令和10年度(2028年度)の稼働開始を目指して建て替える。	計画 建替工事 稼働開始 稼働																解体工事が完了し、建設工事のうち、地下工事等に着手した。	試運転を含む建設工事を令和10年度に完了する予定であり、同年度中に稼働を開始する計画である。
		実績 → 解体工事 → 建設工事																	
【最終処分場の整備等】																			
44	○恵下埋立地の運営 ・埋立量を削減することにより、恵下埋立地において、計画どおり、約30年間の受入れを行うとともに、災害発生時のための予備容量を確保する。	計画 埋立(約30年間)																令和7年4月1日に開設し、不燃ごみ等の埋立処分を開始した。	不燃ごみ等の埋立処分を計画的に行い、必要な容量の確保が出来ている。今後は、埋立量に応じて、埋立場所を確保するために必要な工事等(土堰堤築造等)を実施する。
		実績 → 埋立地運営																	
45	○玖谷埋立地跡地活用の検討 ・地元の意向を踏まえ、様々な可能性を模索し、より有効な利用方法を検討する。	計画 跡地利用の検討 跡地整備 最終覆土等整備																玖谷埋立地跡地利用の検討にあたり、地元や関係部署との協議を行った。	跡地利用の検討について、地元の意見を聴取しながら協議等を進めることができる。今後は、埋立終了に伴い、埋立区域の最終覆土を行う。また、玖谷埋立地の跡地利用については、地元の意向を踏まえた上で、より有効な利用方法を検討する。
		実績 → 跡地利用の検討																	
【その他施設の整備等】																			
46	○安佐南工場大型ごみ破碎処理施設の更新 ・平成4年(1992年)に稼働開始し、老朽化が進行している安佐南工場大型ごみ破碎処理施設について、基幹的設備改良工事を実施する。	計画 仮設処理 設計 仮設処理 発注準備 施設整備 解体 基幹改良 生活環境影響調査 設計 発注準備 工事完了 試運転																安佐南工場大型ごみ破碎処理施設の基幹的設備改良事業の工事内容と仮設処理について検討を行い、発注準備を進めた。	安佐南工場大型ごみ破碎処理施設の長寿命化総合計画に基づき、基幹的設備改良事業を実施する。
		実績 → 工事内容、仮設処理方法の検討																	
47	○西部リサイクルプラザの更新 ・資源ごみの安定した処理を行うため、老朽化が進行している西部リサイクルプラザについて、基幹的設備改良工事を実施する。	計画 発注準備 設計 工事 試運転 完了																西部リサイクルプラザの基幹的設備改良事業の工事内容について検討を行い、発注準備を進めた。	西部リサイクルプラザの長寿命化総合計画に基づき、基幹的設備改良事業を実施する。
		実績 → 工事内容の検討																	

事業番号	施策	令和7年度の実施状況	評価・今後の方針
【大規模災害に備えたごみ処理体制の構築】			
48	○災害に対応したごみ処理体制の構築 ・これまでの豪雨災害に伴い発生した災害廃棄物の処理の経験等を踏まえ、令和2年3月に策定した「広島市災害廃棄物処理計画」に基づき、大規模災害時においても迅速かつ適切に対応できるごみ処理体制の構築を進める。	・平時からの備えとするため、災害時における片付けごみの排出方法や危険物の取扱いに関することなどを記載した市民向けの啓発用チラシを作成し、区役所等の窓口を設置した。 ・災害廃棄物処理に係る対応能力の向上を目的とした県主催の研修に参加した。	平時からの備えとして、チラシの作成・配布を通じて市民の意識向上を図った。また、県主催の研修に参加し、災害時における対応能力向上に努めた。今後も、「広島市災害廃棄物処理計画」を随時見直すとともに、市民への周知や職員の研修への参加を通じて、大規模災害時における迅速かつ適切なごみ処理体制の構築を進める。

事業番号	施策	令和7年度の実施状況	評価・今後の方針
49	○中国ブロックにおける連携等の検討 ・「災害廃棄物対策中国ブロック協議会」において、中国ブロック(鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県)における災害廃棄物対策について情報共有を行うとともに、大規模災害時の廃棄物対策に関する連携等について検討する。	当協議会に出席し、中国ブロックにおける災害廃棄物対策について情報共有を行うとともに、大規模災害時の廃棄物対策に関する連携等について協議・検討を行った。	中国ブロックにおける災害時の廃棄物対策に関する連携等について協議・検討を行うことで災害に対する備えとすることができた。 今後も、災害廃棄物対策について情報共有を行うとともに、大規模災害時の廃棄物対策に関する連携等について検討する。
50	○災害発生時における民間業者等との連携 ・災害発生時には、災害廃棄物の効率的な処理を実施するため、広島市廃棄物処理事業協同組合との災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定など、民間業者との連携を図り、迅速かつ適正に対応する。	・令和8年3月に一般社団法人広島県資源循環協会と「災害時における災害廃棄物処理等の支援協力に関する協定」を締結した。 ・民間業者3社と締結している「災害時におけるごみ収集車両の提供に関する協定書」に基づき、災害時に迅速に車両提供を要請できるよう、提供可能な車両台数を各協定締結業者に確認した。	協定に基づき、平時からの連携を図っていくことができた。 今後も協定に基づき連携を図っていく。
【ごみの広域処理体制の構築】			
51	○ごみの広域処理体制の構築 ごみ処理施設の集約化等による環境負荷・財政負担の低減や、災害対応の観点から、ごみの広域処理体制の構築を推進し、近隣の自治体からごみ処理の要請があった場合、本市のごみ処理能力の範囲内においてごみの受入れ及び適正処理を検討する。	安芸太田町の一般廃棄物(可燃ごみ)を本市の処理施設で受け入れ、処理を行った。	平成29年度以降、安芸太田町からの要請に応じて、一般廃棄物(可燃ごみ)を本市の処理施設で受入れ、適正処理を行っている。 今後も、近隣の自治体から新たな要請があった場合、本市のごみ処理能力の範囲内においてごみの受入れ及び適正処理を検討する。

(5) ごみ処理コストの削減

事業番号	施策	令和7年度の実施状況	評価・今後の方針
【ごみ処理コストの削減】			
52	○ごみの減量・リサイクルによるごみ処理量全体の削減 ・市民・事業者・本市の協働によるごみの減量・リサイクルの取組を推進することなどにより、ごみ処理量全体を削減する。	家庭ごみは減少したのに対し、事業ごみは若干増加した。ごみ全体の排出量は減少した。	継続してごみ減量・リサイクルの施策を推進したことで、ごみ排出量を削減することができた。 今後も引き続き、市民・事業者・本市の協働によるごみの減量・リサイクルの取組を推進することなどにより、ごみ処理量全体の削減に努める。
53	○ごみ置き場のステーション化による収集運搬の効率化 ・ごみステーションの管理用具の貸与制度やごみボックス購入等に対する補助制度の実施により、ごみ置き場のステーション化を推進し、収集運搬の効率化を図る。	ごみステーションの管理用具の貸与制度及びごみボックス購入等に対する補助制度を実施した。 ①ごみステーションの管理用具の無償貸与 《貸与先・箇所数》 98団体、ごみステーション106か所 《貸与数量》 ごみ収集枠:135台、防水シート:2枚、カラスよけネット:4枚 ②ごみボックスの購入、製作又は修理に対する補助金交付 《交付先・箇所数》 49団体、ごみステーション68か所 《補助数量》 ごみボックス:74台、補助金額:3,229千円 (※補助限度額:5万円/台) ③ごみ収集枠の再品ととの取替 《取替数量》 76台	ごみ置き場のステーション化の推進やごみステーションの適正な維持管理の促進、さらには道路上のごみボックスを改善することで収集運搬の効率化に一定の成果があった。 今後も、収集運搬の効率化を促進するため、継続して実施する。
54	○サーマルリサイクルの実施 ・ごみ処理施設の発電能力の高効率化などによって、より一層サーマルリサイクルを促進する。	事業系「プラスチックごみ」については、安佐南工場で焼却処分し、サーマルリサイクルを実施している。	今後も、焼却コストの削減に向けて、ごみ処理施設の発電能力の高効率化などによって、より一層サーマルリサイクルを促進する。
55	○老朽化施設の設備更新による延命化 ・老朽化施設の設備更新により、施設の延命化を図る。	安佐南工場大型ごみ破碎処理施設及び西部リサイクルプラザの基幹的設備改良事業の工事内容と仮設処理について検討を行い、発注準備を進めた。	安佐南工場大型ごみ破碎処理施設及び西部リサイクルプラザについて、長寿命化総合計画に基づき、基幹的設備改良事業を実施する。
56	○埋立量の削減による最終処分場の計画的な運営 ・ごみの減量・リサイクルの取組により、埋立量を削減し、最終処分場の計画的な運営を行う。	・不燃ごみとして埋め立て処分される使用済みの小型家電について、そのリサイクル方法等について、市ホームページや大型ビジョンでのPR動画放映、広報番組等により広く広報するとともに、認定事業者による回収ボックス設置の支援やイベント回収を実施した。 ・リユース事業に取り組む民間事業者2社との協定により、リユースが促進され、埋立量の削減に繋がった。	今後も、ごみの減量・リサイクルの取組により、埋立量の削減に取り組む。
【施設整備費・解体費の本市負担削減】			
57	○ごみ処理施設の整備等における国の補助金等の活用 ごみ処理施設の整備や廃止施設の解体にかかる経費に国の補助金等を活用する。	全国都市清掃会議を通じて国への要望を行うとともに、ごみ処理施設の整備や廃止施設の解体に係る経費に国の補助金を活用した。	今後も、ごみ処理施設の整備や廃止施設の解体に係る経費に国の補助金等を活用する。